

# 令和8年度静岡県相談支援従事者初任者研修(2日間課程)実施要項

実施主体：静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課（委託先：社会福祉法人あしたか太陽の丘）

- ・本研修はサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者となるために必要な研修です。  
（ただし、7日間課程を受講されたことがある方がサービス管理責任者等となる場合は、本研修を受講する必要はありません。）
- ・サービス管理責任者等基礎研修は、別途申込みが必要です。
- ・申込みは、法人ごとに行ってください(事業所単位の申込みはできません)。
- ・県外の事業所に配置される予定の方は、本研修を受講できません。

## 1 目的

本研修は、「静岡県障害福祉人材育成ビジョン」に示された「ソーシャルワーカーとして障害者ケアマネジメントを実行できる人材」の育成を図るため、以下の目的により実施します。

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ること

## 2 日程及び実施方法

日程(講義動画配信期間)	実施方法
令和8年6月中旬～7月上旬	オンデマンド(YouTube)による講義動画視聴及びレポート提出

## 3 受講定員

500人程度

## 4 研修対象者

静岡県内の障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事務事業に従事する障害者(児)ケアマネジメントの知識や技術が必要となる行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の職員で、令和8年8月31日までに、別紙1、2に記載されている「相談支援従事者初任者研修(2日間課程)及びサービス管理責任者等基礎研修の受講に必要とされる実務経験年数」を満たす見込みのある方。

## 5 申込方法

以下の手順1、2の両方の手続きが必要です。

### 手順1：ふじのくに電子申請サービスでの申請

申請準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録が済んでいる方 →利用者ID（メールアドレス）やパスワードを御準備ください</li> <li>● 「ふじのくに電子申請サービス」を初めて利用する方 →利用者登録用メールアドレスを御準備ください</li> </ul>
申請手順	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 「ふじのくに電子申請サービス」へアクセス <a href="https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/">https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/</a></li> <li>② 検索メニューの手続き名「相談支援従事者初任者研修」で検索</li> <li>③ （初めて利用する方のみ）利用者登録を行い、パスワードを発行</li> <li>④ 利用者ID（メールアドレス）、パスワードによりログイン</li> <li>⑤ 必要事項を入力して申請</li> <li>⑥ 利用者IDのメールアドレスに研修申込み受付メールが到着すれば受付完了</li> </ol>
申請期限	令和8年5月1日（金）17時まで
申請時の注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 半日程度経過しても申込み受付メールが届かない場合は、手続きが完了していない可能性がありますので、電子申請システムの「申込内容照会」にて内容や件数を確認してください。</li> <li>・ 申込み期限までは、申込み内容の修正・取下げが可能です。</li> </ul>



### 手順2：受講申込書の郵送

提出様式	令和8年度静岡県相談支援従事者初任者研修（2日間課程） 受講申込書 ※
提出方法	特定記録又はレターパックにて郵送してください。
提出先	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県障害者政策課障害者政策班 研修担当 宛て
提出期限	令和8年5月1日（金）17時必着

※ 相談支援従事者初任者研修（2日間課程）の申込みにあたっては、例年、実務経験証明書の提出を求めていましたが、今年度からは提出不要とし、実務経験証明書は、サービス管理責任者等基礎研修の申込みの際に提出していただく形に変更しました（実務経験証明書の様式については、令和8年度サービス管理責任者等基礎研修実施要項にてお示しします）。

### 〈申込みに関する注意事項〉

- ・手順1、2のいずれかを期限内に行わなかった場合や、内容に不備があった場合は、申込みを受け付けません。電子申請の手続きが正常に完了していない場合も、申込みを受け付けませんので御注意ください。
- ・一度提出いただいた書類はいかなる理由であっても返却対応に応じられません。

## 6 受講者の決定・通知

- ・申込み内容と提出書類に基づき、静岡県障害者政策課にて選考の上、受講者を決定します。
- ・選考結果は、5月末頃にふじのくに電子申請サービス上でお知らせします。（利用者IDのメールアドレスに連絡が届きます。）
- ・受講決定の場合は、併せて課題についてお知らせしますので、法人の担当者の方は受講者に御周知くださるようお願いいたします。
- ・メールの見落としがあった場合も、講義動画配信期間や課題提出期限の延長はしませんので御注意してください。

## 7 受講費用

研修参加費及びテキスト・資料代を徴収します。

区 分	費用	支払い方法・期限
研修参加費	25,000円	研修申込み時に記載した法人所在地へ、静岡県から納入通知書(インボイス対象外)を送付します。通知書記載の期限までに納付してください。
テキスト・資料代	3,700円	研修申込み時に記載した法人所在地へ、あしたか太陽の丘からコンビニ払込票(インボイス対応)を送付します。払込票記載の期限までにお支払いください。

※テキスト・資料は、受講者1人につき1部購入していただきます。

## 8 研修計画及び研修内容

本要項6ページ「令和8年度静岡県相談支援従事者初任者研修 日程表」のとおりです。

## 9 受講上の注意

- ・オンデマンドによる研修の受講には、安定したインターネット環境とパソコン等の接続端末(スマートフォン不可)が必要となりますので、各自御準備ください。
- ・受講決定者には、オンデマンド研修受講に関する同意書を御提出いただきますので、予めご承知おきください。
- ・受講費用は、いかなる理由があっても返金対応に応じられません(研修カリキュラムの全部又は一部を受講できなかった場合も返金できません)。

## 10 受講証明書

- ・ 所定の課程を修了した方に、静岡県知事が発行する受講証明書を交付します。
- ・ 以下のいずれかに該当する場合は、受講証明書の交付を行いません。⑤以外の項目については、該当した時点で以降の受講を認めないこととしますので御注意ください。
  - ① 受講決定後に提出を求める、オンデマンド研修受講の同意書の提出がない又は同意書の内容を遵守しなかった場合
  - ② オンデマンドによる講義動画を配信期間内に視聴しなかった場合
  - ③ 課題等の提出書類を、所定期限までに提出しない場合
  - ④ 提出された課題の内容に著しい不備がある場合や、指定でない様式(過年度様式等)で提出した場合
  - ⑤ 研修参加費及びテキスト・資料代を納付していない場合
- ・ 相談支援専門員として従事する方は、2日間課程を修了済みであっても、7日間課程を改めて受講してください(7日間課程の演習部分のみ受講することはできません)。

## 11 個人情報の利用

- ・ 利用目的の達成に必要な範囲で、本研修の業務委託先に個人情報を提供します。
- ・ 受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所の情報については、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握や、各市町相談支援体制の整備のため、県から各市町に提供します。

## 12 問い合わせ先

内 容	連 絡 先 等	
研修の申込方法、提出書類、受講決定、実務経験等に関すること	静岡県障害者政策課障害者政策班 メールアドレス shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp  ※ 問い合わせの際は、メールの件名を「初任者研修問い合わせ」としてください。 ※ メールに、所属とお名前を明記してください。 ※ 書類の到達確認や受講不可の理由に関する問い合わせには応じられません。 ※ 募集期間中は問い合わせが集中しますので、メールでの問い合わせに御協力ください(電話番号:054-221-2352 12時~13時、土日祝日は除く。)	
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置、届出に関すること	事業所の所在地が静岡市の場合	静岡市障害者支援推進課 shougai-support@city.shizuoka.lg.jp 054-221-1098
	事業所の所在地が浜松市の場合	浜松市障害保健福祉課 syoghuku-shidou@city.hamamatsu.shizuoka.jp 053-457-2860
	事業所の所在地が上記以外の場合	静岡県福祉指導課 shougai-shidou@pref.shizuoka.lg.jp 054-221-3772
上記の他、研修内容に関すること	社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 泉、望月、上島 電話番号 055-923-7850(代表) (受付時間:平日9:00~17:00 12時~13時、土日祝日は除く。)	

## 令和8年度静岡県相談支援従事者初任者研修 日程表

日程	時 間	研 修 内 容
事前学習	—	障害者総合支援法の理解 ※資料熟読 社会資源(福祉サービス)調べ
1日目 (講義) オンデマンド	60分	ガイダンス(研修獲得目標、本研修の位置付け)
	90分	相談支援(障害児者支援)の目的
	105分	相談支援(障害児者支援)の基本的視点①
	60分	相談支援(障害児者支援)の基本的視点②
	60分	相談支援に必要な技術
2日目 (講義) オンデマンド	60分	障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等
	30分	障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本Ⅰ
	105分	相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点
	120分	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス
	60分	障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本Ⅱ

※時間等は変更することがあります。